

貝塚市議会親子傍聴席取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、貝塚市議会傍聴規則（昭和40年貝塚市議会規則第22号）第2条第2項の規定に基づき、同項に規定する親子傍聴席の運用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 親子傍聴席は、乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者等が使用する。ただし、親子傍聴席が空いているときは、誰でも係員に申し出た上で、親子傍聴席を使用することができる。

(使用人数)

第3条 親子傍聴席は、2組程度まで使用することができる。

(使用方法)

第4条 親子傍聴席を使用しようとする者は、口頭により係員に親子傍聴席の使用を申し出るものとする。

2 親子傍聴席の使用は、当日先着順とし、事前に予約することはできない。

(親子傍聴席の使用者の遵守事項)

第5条 親子傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。
- (2) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）をしないこと。
- (3) 会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。